

特定非営利活動法人日本カイロプラクティックフィジシャンズ協会

2026 年度通常総会議案書

日 時： 2026年 2月27日(金) 20時00分～

場 所： Zoomによるビデオ会議

決議事項： 報告事項：カイロプラクティック損害賠償保険料 改定の件
第1号議案：2025 年度活動報告および収支報告承認の件
第2号議案：2026 年度活動計画案および予算案承認の件
第3号議案：役員退任による監事選任の件

報告事項：カイロプラクティック損害賠償保険料 改定の件

本協会のカイロプラクティック損害賠償保険の代理店(株)ジックより、今まで見直されて来なかった保険料の改定が保険会社本店損保ジャパンより昨年11月に報告を受けました。先般の物価高騰に伴うやむを得ない料金改定とのことです。

具体的な保険料の金額は未決定で、10～20%upとなる見込みです。当協会の契約日は毎年4月8日からですので、次回からの料金変更となります。

2/27(金)の総会までに金額が決定していればご報告させていただきます。

第1号議案 2025年度活動報告および収支報告承認の件

定款第48条に定められているように、事業報告書などの書類は、毎年事業年度終了後、理事長が作成したのち、理事の業務に不正はないか、会計や書類の内容に不備がないか監事が監査をし、総会で議決を経なければいけません。さらに、特定非営利活動促進法(以下、NPO法)の規定で、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、事業報告書等の書類を、所轄庁である東京都に提出しなければなりません。

本協会の事業年度は1月1日～12月31日ですので、1月～3月のあいだに総会で議決した書類を東京都に提出する義務がありますが、2025年度事業報告書は別紙【2025年度事業報告書】をご参照ください。

第48条(事業報告及び決算)「この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総
--

会の議決を経なければならない。

第2号議案 2026年度活動計画案および予算案承認の件

2026年度の事業計画案、予算案を提案いたします。別紙【2026年度事業計画案および予算案】をご参照ください。

第3号議案：役員退任による監事選任の件

今まで2021年より監事として役務を十分に果たして頂いた関盛孝友氏が一身上の都合により2026年2月24日付で退任されました。緊急の欠員となったため監事を現理事会として理事会推薦という形で候補者を示させていただきます。任期は2026年2月27日～2026年12月31日で(次年度総会まで)とします。

定款第13条(種別及び定数)「この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人」

定款第14条(選任等)「理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する」

【現理事】 四方田 裕介(7期卒業)／東浦和カイロプラクティックセンター代表

→

【新監事】 四方田 裕介 ※理事会推薦

以上